

# 國學院大學學術情報リポジトリ

Articles : On the Formation of the Political System  
Based on the Ritsuryo Codes and Religious  
Services

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kobayashi, Norihiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000098">https://doi.org/10.57529/00000098</a>

# 律令制の成立と祭祀

— 出雲神郡の成立を中心に —

## はじめに

律令制の成立は、祭祀制度やその基盤となる価値観と、どのような関係性にあるのか、という問題を検討するのが、本稿の大きな課題である。ただ、この課題は、一論考としては、問題点が膨大であるため、本稿では、出雲神郡の成立を検討することで、日本古代の祭祀制度の考察を試みたい。

日本古代における「出雲」という地は、多様な研究課題を与えてくれる。

考古学では、荒神谷遺跡・加茂岩倉遺跡・出雲大社境内遺跡

をはじめとして、多くの遺跡や遺物が確認され、古代の出雲について、多くの論考が発表されている。

また、文献史学や上代文学などの研究分野では、『出雲国風土記』・『古事記』・『日本書紀』をはじめとする六国史・『延喜式』・『万葉集』などを用いて、多くの研究が積み重ねられてきた。『出雲国風土記』は完全に近い形で存する唯一の風土記であるし、『古事記』や『日本書紀』にも、出雲に関する記事は多い。特に、神代における出雲は、複数の学問分野において、論考の対象になっている。『古事記』『日本書紀』における神代の学問的位置付けに関しては、津田左右吉が『神代史の研究』・

小林宣彦

『古事記及日本書紀の研究』・『日本上代史研究』・『上代日本の社会及び思想』などの研究の中で、神代の内容は、国家成立に關する思想上の一主張であり、人皇初期までの内容も、事実の記録というより「思想上の構成」として見るにふさわしいと論じた。津田の研究は、神代から人皇初期の内容は史実の記録ではなく、思想上の表現として見るべきこととして論述されたものであり、戦後の『古事記』『日本書紀』の研究に大きな影響を与えたことは、縷縷述べるまでもないであろう。

本稿は、出雲神郡成立の検討から、律令国家の成立と出雲の関わりについて考察し、日本古代の祭祀制度について論じるものである。神郡については、以前、拙稿の中で、「大和政権による祭祀を畿外においても維持するために設置された郡」であつたことを論じたが<sup>1)</sup>、出雲神郡については、個別に検討することができなかった。本稿では、旧稿の考察を踏まえて、出雲神郡の成立理由を『古事記』『日本書紀』から検証していく。津田の述べるように『古事記』『日本書紀』が「思想上の構成」であるならば、律令国家成立期の価値観が多分に反映されている両者を検討することは、同時期の理念を論じるにあつて、必要な作業と言えるだろう。どのような意図で出雲神郡が設置されたのかという問題点を探り、律令国家成立と祭祀制度

の関わりについて考察を試みることにしたい。ただし、出雲に關する研究史は膨大なものであり、限られた紙数で取り扱うことは困難であるため、研究史から抽出される問題点の考察は、稿を改めて検証することをはじめにお断りしておきたい。

### 一 出雲神郡に対応する神社

まずは、日本古代の神郡について確認していきたい。<sup>2)</sup>

『令集解』『選叙令』同司主典条の令釈に引用される養老七年十一月十六日の太政官処分によれば、令制当初、神郡と称される郡は八郡あつた。伊勢国の渡相郡（度会郡）と竹郡（多気郡）、安房国の安房郡、出雲国の意宇郡、筑前国の宗形郡（宗像郡）、常陸国の鹿嶋郡、下総国の香取郡、紀伊国の名草郡である。「神郡」という名称が示すように、それらの郡は神事に關わりのある郡であり、特に、個別の神社と密接な関係にあつた郡とされている。伊勢国の度会郡と多気郡は伊勢大神宮、安房国安房郡は安房坐神社、筑前国宗像郡は宗像神社、常陸国鹿島郡は鹿島神宮、下総国香取郡は香取神宮、紀伊国名草郡は日前神社・国懸神社と、それぞれの郡と神社が対応すると考えられている。

「神郡」という名称については、近年の有富由紀子氏の論考を引用すれば、「神郡の「神」は「公」に対する語」であり、「神郡の「神」とは、特定の神、すなわち神社を言い、神郡はそうした神社と強く結びついた郡」である。また、神郡の特徴については、早川万年氏が「神事優先」について言及している。④ただ、付言すれば、その神事優先の背景には、古代においては、一般行政と神事行政とが区別されており、「神郡では神事行政が優先であった」点を指摘しておきたい。『類聚三代格』延暦十七年三月二十九日官符で出雲国意宇郡の「国造」と「郡領」の職務として、それぞれ「神事」と「公務」が指摘されている。この官符は、国造と郡領の兼任によって、公務が疎かになっていることを問題視し、旧例を改めて両職の兼任を不可とするものであるが、古代においては、一般的な行政である「公務」に対して、「神事」による行政が存在した。後述するが、古代の神事には災害予防・災害対処という側面があり、国家にとって、神事は儀礼にとどまらず、行政の一つであり、公務に対して神事行政を優先させる郡として「神郡」と称したのである。また有富氏は、『類聚三代格』延暦二十年十月十九日官符にある「神界之外將<sup>レ</sup>加<sup>三</sup>決罰」を引用して、神郡郡司の決罰権に注目しているが、神事行政が優先される郡というこ

とを考慮すれば、「神祇令」の「不<sup>レ</sup>判<sup>三</sup>刑殺。不<sup>レ</sup>決<sup>三</sup>罰罪人。」とする斎戒規定が、やはり注目されるべきであろう。

以前、神郡に関する拙稿において、畿内は、物理的距離から考えても大和政権による人的・経済的サポートが比較的容易であったが、畿外の場合は、大和政権による支援が困難であったため、人的・経済的拠点として神郡を設定したことを論じ、各神郡の成立理由について、表1のように分類した。

表1

伊勢の神郡	神宮における天皇の祭祀を人的・経済的に維持するために設置された郡
安房神郡・鹿島神郡・香取神郡	大和政権による東国経営の拠点であると同時に、大和政権による祭祀の拠点でもあり、それを人的・経済的に維持するために設定された郡
宗像神郡・名草神郡	半島への航路の拠点であると同時に、大和政権による祭祀を人的・経済的に維持するために設定された郡

さらに、伊勢神郡を除く六神郡が、律令期には前代の遺制であった点も指摘した。この点については、有富氏や小倉慈司氏

も、「孝徳朝に置かれた八神郡は、伊勢を除いて、恐らく九世紀の初頭には役割を終えたのであろう」「条文上は延喜式段階でも律令八神郡は生きています。しかし、伊勢三神郡を除いて、実態はなかつたととらえるべきである」<sup>6)</sup>「7、8世紀を通じて地方行政制度が整備されていくにしたがい、神郡として特別な扱いをする必要性は薄れていく」とそれぞれ論じており、伊勢神郡を除く神郡は、律令期には、設置当初の本質的役割と乖離した状態にあったとする見解が示されている。これらを踏まえれば、神郡の本質については、律令国家が成立してくる時期に注目して考察する必要があると言えらる。

ところで、神郡の一つである出雲国意宇郡にも対応する神社があるとされているが、その比定については、意見が分かれている。一つは、意宇郡に鎮座する「熊野坐神社」であり、もう一つは、出雲郡に鎮座する「杵築大社」である。この問題は、『日本書紀』齊明天皇五年是歲条の「是歲、命出雲国造、(闕名)修嚴神之宮。狐囓斷於友郡役丁所執葛末而去。又狗囓置死人手臂於言屋社。(言屋、此云伊浮耶。天子崩兆。)」とする記事とも関連する。齊明天皇五年に、出雲国造に命じて「修」させた「神之宮」について、熊野神社とする説と杵築大社とする説とが提示されているのである。この齊明紀の「神之

宮」がいずれの社なのかについて私見を述べ、さらに、神郡に対応する神社についても考察を進めていきたい。

熊野神社と杵築大社については、『令義解』「神祇令」天神地祇条の解釈として、「謂。天神者。伊勢。山城鴨。住吉。出雲国造齋神等類是也。地祇者。大神。大倭。葛木鴨。出雲大汝神等類是也。」とある。「出雲国造齋神」は熊野神社、「出雲大汝神」は杵築大社と考えられており、九世紀段階では、熊野神社は天神の社、杵築大社は地祇の社と位置付けられていたことが確認できる。

「出雲大汝神」は、『日本書紀』神代卷・第九段・本文には「大己貴神」と記載されている。「皇孫」を「此地」の「君」とするが、「汝」は避るか否かと「天神」に問われる場面である。問うている「天神」は経津主神と武甕槌神、問われているのは大己貴神、舞台は「出雲国」である。そして、この段において、最初に葦原中国に派遣されるのは天穗日命である。この神は、大己貴神に「佞媚」てしまい復命しないのであるが、『日本書紀』神代卷・第六段・本文によれば、天穗日命は出雲臣の祖とされる。時代は降るが、『延喜式』の出雲国造神賀詞でも、「出雲国造者。穗日命之後也」とあり、出雲国造の祖神は天穗日命であると位置付けられている。ここで出雲臣・出雲

国造と天穗日命の関係について確認したのは、正史において、出雲臣・出雲国造が大己貴神に「倭姫」た天神の後裔と位置付けられたことを明確にしたいためである。

繰り返すが、先述の『令義解』の解釈では、「出雲国造斎神」は「天神」、出雲の地から退去した大己貴神は「地祇」にそれぞれ位置付けられている。

つまり、出雲神郡に対応する神社が熊野神社であるのか杵築大社であるのかという課題を検討することは、天穗日命の後裔である出雲国造が、大和政権もしくは律令国家のための祭祀を行う対象は、「天神」と「地祇」といづれが妥当であるのか、という検討にもなるのである<sup>1)</sup>。

次節では、この課題を検討し、出雲神郡成立の理念を考察してみたい。

## 二、『古事記』『日本書紀』と大物主神

先ずは『古事記』『日本書紀』の記述から、出雲が大和政権や律令国家にとって、どのように捉えられていたのかを確認していきたい。

まず、『古事記』中巻・御真木入日子印恵命（＝崇神天皇）

の記述を次に要約してみたい。

崇神天皇の治世に「疫病（＝疫病）」が頻発し、天皇を悩ませていた。ある夜、天皇の夢に「大物主大神」があらわれ、「疫病は私の意思である。意富多、泥古に我を祭らせれば、「神氣」は起きず、国内は平安になる」と述べる。そこで意富多、泥古を探しだして、神主として「御諸山」の「意富美和之大神」を「拝祭」させ、他にも、神々を祭ると「疫氣」がやみ、国家が平安になった。

以上が『古事記』における構成であるが、同じような記述が『日本書紀』にもあるので、そちらも内容を確認してみたい。

崇神天皇の五年、国内に疫病が流行し、多くの民が死亡した。六年には、民が流離し、反乱も起きた。天皇は、神祇に謝罪の祭祀をし続けた。天皇は「善政が行われていないことによる神祇の咎ではないか」として、卜をして災害の理由を見極めようとした。すると神が倭迹迹日百襲姫命に憑りて、「我を敬い祭れば、必ず平穩になる」との結果が出る。天皇がいずれの神かを問うと、「倭国の域内の神で、名を大物主

神という」との返答がある。それを受けて祭祀を行うが、靈験があらわれない。そこで天皇が神に祈ると、夢の中に大物主神があらわれ、「国が治まらないのは吾が意である。吾が児の大田田根子に吾を祭らせれば、平穩になるだろう」との言葉があつた。三人の臣下も天皇と同じ夢を見て、大田田根子を大物主神の祭主とするよう進言する。天皇は大田田根子を探しだして大物主神の祭主とし、他に神々を祭ると、疫病が鎮まり、国内が平穩になつた。

以上が『日本書紀』における構成である。

『古事記』によれば、大物主神は「御諸山」に坐す「意富美和之大神」とされており、大物主神の国作りの場面でも、大物主神が共に国作りをするために「御諸山上に坐す神」を祀つたとある。

一方、『日本書紀』神代卷・第八段・第六の一書では、大物主神は「大國主神。亦名大物主神。亦号三國作大己貴命。亦曰三葦原醜男。亦曰三八千戈神。亦曰大國玉神。亦曰三頸國玉神。」と記されていて、大國主神と大物主神は同じ神として位置付けられており、さらに、同一書には、大己貴神の幸魂・奇魂が「日本國之三諸山」に坐す「大三輪之神」であると記載されている。

る。

本居宣長は、『古事記伝』において、さらに『延喜式』の出雲国造神賀詞も引用して「大穴牟遲の幸魂奇魂<sup>11</sup>和魂<sup>12</sup>三輪山神<sup>13</sup>大物主神」とする見解を示したが、倉野憲司氏は、『古事記』では「御諸山上に坐す神」と大國主神とは別神」と述べている。<sup>14</sup>

『古事記』と『日本書紀』では大物主神の位置付けに差異があるものの、共通点をあげると、

- 一、神意をもって災害をもたらす神
- 二、後裔の者が行う国家的な祭祀を希望する神
- 三、「意富美和之大神」または「大三輪之神」と称される神
- 四、出雲で国作りをした神（『古事記』では大國主神、『日本書紀』では大己貴神）と近い関係にある神

以上の点が確認できる。前述の『令義解』「神祇令」天神地祇条の解釈において、「出雲大汝神」と同じく地祇に位置付けられている「大神」とは大物主神を祀る大神神社である。

大神神社に関する祭祀については、藤森馨氏が鎮花祭と三枝祭の検討から、次のように論述している。<sup>15</sup>長文になるが、引用

したい。

大神氏が関与する鎮花祭・三枝祭は、国家の意思を神祇官が直接大神に伝達することはなく、前者では祝部が、後者では氏宗が媒介して願意が神社に伝達されていたのである。これは、記紀に見られる疫病の発生に苦しんだ崇神天皇の夢に、大神神社の祭神大物主神が顕現し、その子孫であるオホタタネコによる奉祀を求めた。天皇は直接大神を拝祭することなく、大神の託宣にしたがい、その子孫であるオホタタネコを捜求し、神主として奉祀せしめた、という伝承と符合する。そうすると、鎮花祭も、三枝祭も、大神氏の氏神祭祀である大神祭とは相違し、大物主神を防疫神と認識した国家の要請により開始された祭祀と考えるべきなのではなからうか。すなわち、大神氏にとつての大物主神は、他氏族と同様個性なき始祖神に過ぎなかったが、国家にとつての大物主神は天皇すらその祭祀に容喙できないう荒ぶる疫病神と考えられていたものと思われる。したがって、鎮花祭・三枝祭が大神氏の氏祭に淵源するとは、考えられない。

藤森氏は、「国家による大物主神の位置付け」と「大神氏にとつての大物主神の性格」とを区別すべきとしており、前者が鎮花祭・三枝祭という律令祭祀の成立に大きく関係していることを指摘している。従うべき見解であると思う。

『古事記』『日本書紀』における崇神天皇と大物主神との記述は、「国家が、律令成立期に、大神神社とその祭神を、国家のための祭祀の中で、どのように位置付けていたのか」という理念に注目する必要があるのであって、大神神社とその祭神と考えられる大物主神は、「神意をもって国家に災害をもたらす神」、「後裔の者が国家祭祀を行うべき神」、「出雲と近い関係にある神」として、国家に認識されていたと考えられるのである。

### 三、『古事記』と出雲神

『古事記』における、出雲との関わりについては、伊久米伊理毘古伊佐知命（＝垂仁天皇）にも記述されている。

垂仁天皇の子である本牟智和気は口をきくことがなく、そのことを天皇は憂いていた。ある夜、天皇の夢に「我の宮

を天皇の御殿のごとくに修理せよ。そうすれば御子がものを言うだろう」との「神覚」があった。太卜の法で占いをして、どの神の心なのかを求めると、その「祟」は出雲神の御心と判明する。天皇は、本牟智和氣に出雲神の宮を拝させると、その帰途に本牟智和氣に仰せがあった。天皇は喜び、「神宮」を造らせた。

本牟智和氣の仰せの内容とは、「是於<sup>三</sup>河下一、如<sup>三</sup>青葉山一者、見<sup>レ</sup>山非<sup>レ</sup>山。若坐<sup>三</sup>出雲之石碕之曾宮一、葦原色許男大神以伊都玖之祝大庭乎。(この川下にある青葉の山のようなものは、山のように見えるが山ではない。もしや出雲の石碕之曾宮に坐す葦原色許男大神を斎き祭る祝の祭場ではないか)」というものであった。

右の垂仁記では、垂仁天皇の子である本牟智和氣が、出雲の神から祟りを受けたと記述されている。祟りを直接的に受けているのは本牟智和氣であるが、祟りの存在と解決を提示している相手は天皇であるから、出雲神の祟りの対象は、広義には天皇も含まれることになる。<sup>14)</sup>

前述の、崇神記・崇神紀ともに、「祟」の語句は出てこないが、大物主神が天皇とその治世に対して災害を発生させてい

る。古代における祟りと災害の関係については、近年、岡田莊司氏によって、神崇論が提示されている。<sup>15)</sup>それは、古代神祇史における、敬神論や支配体制論とは別に、第三の研究の方向性を示したものであり、拙稿においても、祟りの発生回避が律令神祇制においてシステム化されたことを論じた。<sup>16)</sup>災害の予知と対処は国家にとって重要な行政の一つであるが、現代のように科学的知識や技術が発達していない時代には、それは非常に困難なものでもあった。そこで重視されたのが、卜占などを用いることで自然現象を説明することであった。それらは現代では不合理とされるが、古代においては、災害の対処と予防のための合理的手段であった。災害が発生した場合、卜占を行い、卜占で神の祟りと特定されれば、神に対して謝罪の祭祀を行う。謝罪の祭祀とは、災害を鎮めるための手段であり、国家にとっては、災害対策という重要な行政の一つであった。<sup>17)</sup>

『古事記』における、天皇と祟りに関わる内容を確認してみると、もう一つ、仲哀記をあげることができる。

帯中日子天皇(＝仲哀天皇)が筑紫の訶志比宮から熊曾国に出兵しようとするときに、天皇が琴を弾き、武内宿禰が祭場で神意を請うた。すると、太后である息長帯日売命

(「神功皇后」)に神懸かりして、「西方にたくさんの宝物がある国があり、その国を授けよう」との言葉があった。天皇は、偽りをする神だとして、琴を押しやつて黙っていた。その神は大いに怒り、「この天下は汝の治めるべき国ではない。「二道」に向え」との言葉があったので、武内宿禰は諫言し、天皇はしぶしぶ琴を弾いた。間もなく琴の音が絶えたので、火で照らすと、天皇が崩御していた。天皇を殯宮に安置し、様々な罪に対して大祓をして、武内宿禰が神意を請うと、神功皇后のお腹の子がこの国を治めるべきとの言葉があり、さらに、武内宿禰が、いずれの神の言葉であるのか尋ねると、「天照大神之御心」「底筒男・中筒男・上筒男、三柱大神」との返答があり、さらに、「天神地祇や山神・河海などの諸神にことごとく幣帛を奉り、私の御魂を船上に、木の灰を瓠に入れ、箸と皿とをたくさん作って、ことごとく海に散らし浮かべて渡れ」との言葉があった。そして軍は海を渡り、御杖を新羅の国主の門に衝突して、「墨江大神之荒御魂」を「国守神」として鎮祭して、還ってきた。

この箇所には、大祓や船霊など検討課題が複数あるのだが、こ

こでは、天皇と神の関係に注目したい。言うまでもなく、天照大神は天皇の始祖神であるが、仲哀天皇は、その始祖神である天照大神の「忿」によって崩御したと記載されているのである。

『古事記』において、神意が天皇に災いを引き起こす事例は、以上の三例である。これらを、「神がどのようにして神意を災いとして発生させるのか(神意の発生方法)」「どのような手段で、災いを神意と特定したのか(神意の特定方法)」「いずれの神の神意なのか(神名)」「神意がどのように表現されているか(神意の表現)」「災いを発生させた理由は何か(神意の内容)」「神意にどのように対処したのか(神意の対処方法)」を表Ⅱにまとめたので参照されたい。

表Ⅱを確認すると、三例のうち二例が、出雲に関係する神の神意であることが確認できる。しかも、仲哀記の場合は、天皇に対する「忿」が崩御というかたちであらわれたが、崇神記や垂仁記の場合は、天皇への「要求」が「神気」「祟」として災いとしてあらわれている。出雲に関係する神々は、国家にとっては、特に注意が必要な「祟り為す神」として位置付けられていると言えよう。

『古事記』や『日本書紀』が編纂される時期に、出雲の神々

表II

仲哀記	垂仁記	崇神記・崇神紀	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲哀天皇の崩御</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・垂仁天皇の御子である本牟智和氣が口をきかない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疫病の流行(記・紀)</li> </ul>	<p>神意の発生方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・天皇が琴を弾き、武内宿禰が神意を請うと、皇后に神懸りする</li> <li>・国中の罪を大祓で清め、武内宿禰が神意を請うと、教覚がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天皇の夢に神覚がある</li> <li>・太占をして神名が判明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神が天皇の夢にあらわれて教える(記)</li> <li>・トと憑(紀)</li> <li>・神が天皇と臣下の夢にあらわれて教える(紀)</li> </ul>	<p>神意の特定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・天照大神</li> <li>・底箇男神、中箇男神、上箇男神(住吉神)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出雲神</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大物主神</li> </ul>	<p>神名</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・忿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神氣(記)</li> <li>・咎、意(紀)</li> </ul>	<p>神意の表現</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西方の国を賜う」という教覚を、天皇が偽りとしたことに神が怒った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出雲神が、自らの宮を天皇の御殿のごとくにすることを求めた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大物主神が、自らに對して、後裔のオオタタネコに祭祀を行わせることを求めた</li> </ul>	<p>神意の内容</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・天照大神と住吉神の教覚に従い、神々に幣帛を奉り、船上に神を祭り、木の灰を瓢に入れ、箸と皿を大量に作って海に散らし浮かべ、半島へと渡航した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御子に出雲神の宮を拜させる</li> <li>・御子の仰せがあつた後で、出雲神の宮を造らせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大物主神の教に従い、大物主神に對して、その後裔であるオオタタネコに祭祀を行なわせることとし、さらに神々に幣帛を奉った</li> </ul>	<p>神意の対処方法</p>

と国家の間に緊張関係という側面が多分に認識されていたことを確認することは重要である。『日本書紀』斉明天皇五年是歳条には、「斉明天皇五年に、出雲国造に「神之宮」を「修」させた」記事があり、この「神之宮」が、熊野神社か杵築大社かで論が分かれていることは先述した。熊野神社説では、意宇郡の狐と狗による怪異の記事が続くことが、根拠の一つとして指摘されている。確かに、意宇郡で発生した怪異であれば、郡内の神社が対象であることが自然ではあるが、「天子の崩御の兆しである」との註があることは、注目すべきものであろう。『古事記』『日本書紀』の記事からは、国家における出雲の神々の位置付けは、「崇り」「災害」という点で特に注意が必要とされるものであったと考えられるからである。こうした関係性を考慮すれば、斉明天皇五年に出雲国造に命じた対象の神社を、「天神」に位置付けられる「出雲国造斎神」（熊野神社）と断定するのは難しく、やはり「出雲大汝神」（杵築大社）を含めて考えるのが穏当であろう。

#### 四、出雲神郡の成立と国家祭祀

これまで検証してきた点を踏まえて、出雲神郡について、

「神郡の設置理由」「国家と出雲の神々との関係」「国家祭祀の形態・構造」から検討してみると、

- 一、神郡とは「国家のための祭祀を行う拠点」
- 二、国家にとつての出雲の神々とは、国家に対する災いを引き起こし、そのための祭祀が欠かせない神々
- 三、古代の国家祭祀とは、鎮花祭や三枝祭の祭祀形態・構造を踏まえれば、「国家のための祭祀を氏族や地域共同体に委託して行われる」

以上の三点が指摘できる。

つまり、出雲神郡とは、「出雲の神々に対する国家祭祀が、出雲国造によって行われ、その人的・経済的拠点として、国家によって設置された郡」と考えることができるだろう。

ここで、三点目の「国家祭祀の形態・構造」について、もう少し詳しく論じ、出雲神郡の検討を進めたい。

国家祭祀の構造については、

国家

国（大和国、出雲国など）

氏族・地域共同体  
神社

右のように細分化することができるとは、「国家の幣帛を奉ること」であり、班幣による国家祭祀が行われる神社を官社と呼ぶのであるが、多くは国に鎮座し、氏族や地域共同体が奉斎する神社に、国家の幣帛を奉っていた。このとき、神社の氏族性や地域性は失われず、寧ろ、律令成立期の国家は、官社の維持については、ほとんど念頭に無かつたと思われる。であるから、大和国から山城国へ遷都が行われると、多くの官人を含めた氏族たちの拠点も移動してしまい、氏族祭祀が行われる神社の管理が疎かになり、大和国では早期から神社建物の荒廃が問題になったと考えられる。氏族祭祀の祭場である神社が荒廃するということは、それが官社であった場合、同時に国家祭祀の祭場も荒廃するということであり、それがために大和国ではいち早く、『類聚三代格』貞観十年六月二十八日官符<sup>20</sup>所引の弘仁十三年四月四日官符が出され、国家祭祀の場である神社建物の荒廃を防ごうと意図したのである。

一方、氏族が己等のために行う祭祀が氏神祭祀である。繰り返すが、氏族が国家のために行う祭祀は国家祭祀である。この

構造を出雲神郡に当てはめてみると、次のように細分化できる。

国家

国Ⅱ出雲国

氏族Ⅱ出雲国造

神社Ⅱ熊野神社もしくは杵築大社

神郡は、国家祭祀のための拠点であるから、出雲国造は国家のための祭祀を行っていた。そして、それとは別に、出雲臣のための氏神祭祀も行っていたと考えられる。出雲国造が氏神祭祀を奉祀する神社は、当然、出雲国造の本貫である意宇郡に鎮座する神社であり、それが熊野神社と考えられる。とすれば、『令義解』で「天神」に位置付けられた「出雲国造斎神」とは、出雲国造の氏神祭祀の対象であったと考えられるであろう。そして、国家と出雲の神々との関係を考えれば、国家祭祀の対象は、出雲の地の神である「出雲大汝神」が適当と考えられるのである。

神郡とは、「国家のための祭祀を担うための拠点」であって、極論すれば、国家祭祀の対象神社が鎮座している必要は無

い。伊勢神郡を除く、安房国安房郡、筑前国宗像郡、常陸国鹿島郡、下総国香取郡、紀伊国名草郡の神郡は、国家祭祀の人的・経済的拠点と対象神社の鎮座地が同じ郡であったが、出雲国に関しては、拠点と鎮座の郡が異なっていると考えるべきではなからうか。つまり、出雲国意宇郡は、国家祭祀の人的・経済的拠点であつて、そこから国家のために「出雲大汝神」の杵築大社へ出向いて祭祀を行っていたと考えれば、矛盾はないであらう。

以上、古代の国家祭祀の形態や構造から出雲神郡の成立について検討すれば、神郡成立期の国家祭祀の対象としては、熊野神社よりも杵築大社に妥当性があることが導き出されるのである。神郡の対象神社も、杵築大社により妥当性が見いだせるといふ結論になる。<sup>21)</sup>

### 五、出雲の神事的位置付け

最後に、大和と出雲の神事的な関係について述べておきたい。

畿内には、出雲に関係する神を祀る神社が複数存在し、律令期には、それらの神社で国家祭祀が行われ、そのうち数社は四

時祭にも預かつている。

律令国家祭祀が行われた官社の多くは、国家によって新たに神社という祭場が設置されたわけではなく、氏族祭祀もしくは在地祭祀が行われていた神社に、いわば間借りするような形態で行われていた。神社修理・修造に関する記事は、『日本書紀』天武天皇十年正月己丑条の「詔畿内及諸国。修理天社。地社神宮。」など、六国史に散見するが、特に宝龜年間から、

神社管理に関する記事や官符が目立つようになる。その背景として考えられるのは、「特に官社は、国家祭祀が行われる場であり、その官社建物の修理・修造が公費によって行われた」とである。例えば、天平年間の「正税帳」には、神社の修理・修造に関する費用が具体的に示されている。これは、『続日本紀』天平九年十一月癸酉条の「遣使于畿内及七道。令造諸神社。」など、天平期の神事行政の一環として行われたと推測できる。ところが、公費によって修理・修造された建物を維持管理する義務は誰にあるのか、という点を国家はあまり意識していなかったと思われる。班幣祭祀が延暦年間に転換を迎える経緯を考えれば、それ以前、祝部に対する国家の強制力は弱かったと考えられる。そもそも、前述したように、国家祭祀の多くは、氏神祭祀や在地祭祀の場を利用する形態で実施されていた

ため、実際に神社を維持・管理していたのは、氏族や地域共同体であった。しかしながら、その氏族や地域共同体には、国家祭祀の場を維持・管理する義務は無かったのであり、国家祭祀の効果を目的に公費を用いて神社建物を修理・修造した施策は、理念が先行し、維持・管理という現実を顧みずに行われたものだったと言える。それが宝龜年間に、国家祭祀の場である神社建物の維持・管理という大きな負担をどうするか、という問題が表面化したのである。そして、その解決策の一つとして、「神主」を特定の氏族から補任し、律令制下の神職に位置付けることで、神社修理という国家的義務を氏族に負担させたのである<sup>22)</sup>。

以上の点から考えれば、律令制の成立期に、「畿内に鎮座する出雲の神々」に対して国家祭祀が行われるようになっても、それ以前から、それらの神社では、氏神祭祀や在地祭祀が行われていたのであり、その奉祀者は、多くは出雲に関わる人々だったと推定することが出来る。

大和と出雲の関係は、「出雲国譲り伝承」のために、両者の緊張関係が特に注目され、出雲の社会や神の服属が強調される。しかしながら、先述の大物主神伝承を例にすれば、古代は未だ神々をコントロールするという思想的段階には至っていない。

い。大和と出雲の関係は、「支配と服属」よりも、良好な関係にあり、軋轢を生じた時期もあつたであろうが、人々の往来を含め様々な交流が活発であつたと考えるのが自然ではなからうか。

律令期に出雲国造が奏上した「出雲国造神賀詞」<sup>23)</sup>には、「天穂比命」に対して「天皇命の手長の大御世を、堅石に常石にいわい奉り、いかしの御世をさきわい奉れ」との文があり、神賀詞で強調されるのは、『日本書紀』において大貴己神に依り媚びた天穂日命の後裔の出雲臣が、出雲の地で国家祭祀を担うことの正当性である<sup>24)</sup>。

そして、律令制が本格化し、官社制度が導入されると、国家における出雲の神々の特殊性は低下していく。『出雲国風土記』には、「出雲神部 郡家南西二里廿歩 伊弉奈枳乃麻奈古坐 熊野加武呂乃命 與五百津鉏々猶所取々而 所造三天下大穴持命上 二所大神等依奉 故云三神戸」(他郡等之神戸如是)など複数の神戸が載せられるが、『新抄格勅符抄』では、「熊野神 廿五戸 出雲国加三十戸」(杵築神 六十一戸) (出雲 天平神護元年奉<sub>レ</sub>充)とあつて、奈良期の神戸では、「熊野神」と「杵築神」との間に差が見られる。しかしながら、仁寿・貞観期の神階奉授では、もはや両者に差は見られな

くなっており、国家にとつての出雲神は、特別に警戒すべき存在として位置付けられなくなっていたのである。

### 結語

以上、出雲神郡の成立から、律令制成立期の祭祀について考察した。

律令国家成立過程の時期に、天皇や大和にとつて、出雲の神々は崇り為す神であり、祭祀が欠かせない神であった。国家は、出雲の神々を奉祀する祭祀者と拠点を設定し、それが出雲国造と出雲神郡だったのである。

本稿では、紙数の制限もあり、出雲国造・出雲国造神賀詞・出雲国風土記・出雲神宝など、多岐にわたる問題について、検討することができなかった。古代の出雲は、これらを複合的に考察することが重要であり、今後の課題としたい。

### 註

(1) 小林宣彦「日本古代の神事と神郡に関する基礎的考察」(『國學院雑誌』第一一三卷第一一号、平成二四年(二〇一二年))

- (2) 神郡を扱った研究としては、田中卓「伊勢神郡の成立」(昭和三四年(一九五九) 初出、後、著作集四「神宮の創始と発展」、国書刊行会、昭和六〇年(一九八五) 所収)、平野博之「神郡」(『九州史学』第一号、昭和三年(一九五八))、梅田義彦「神郡行政の特性とその変遷」(『国民生活史研究』四、昭和三五年(一九六〇))、後、「神道の思想」(二) 雄山閣出版、昭和四九年(一九七四) 所収)、岩橋小彌太「神戸、神郡」(『神道史叢説』、吉川弘文館、昭和四六年(一九七二))、高嶋弘志「神郡の成立とその歴史の意義」(佐伯有清編「日本古代政治史論考」、吉川弘文館、昭和五八年(一九八三))、熊田亮介「律令制下伊勢神郡の経済的基盤とその特質」(神郡を中心として) (『関見教授還暦記念会編「日本古代史研究」、吉川弘文館、昭和五五年(一九八〇))、など
- (3) 有富由紀子「下総国香取神郡の諸相」(『千葉史学』第六〇号、平成二四年(二〇一二年))
- (4) 早川万年「神郡・神郡司に関する基礎的考察—鹿島の場合に注目しつつ—」(井上辰雄編「古代東国と常陸国風土記」、雄山閣出版、平成十一年(一九九九))
- (5) 拙稿、註1前掲論文
- (6) 有富、註3前掲論文
- (7) 小倉慈司「律令成立期の神社政策—神郡(評)を中心に—」(『古代文化』第六五卷第三号、平成二五年(二〇一三年))
- (8) 言屋神社は、『延喜式』「神名」の「揖夜神社」、『出雲国風土記』の「伊布夜社」に比定される。
- (9) 熊野神社説は、井上光貞「国造制の成立」(『史学雑誌』第六〇卷第一号、昭和二六年(一九五二))が代表的な論考であろう。他に、平野邦雄「神郡と神戸」(『大化前代政治過程の研究』、吉川弘文館、昭和六〇年(一九八五))、田中卓「日本古代史における出雲の立場」(『神道史研究』第四五卷第四号、平成九年(一九九七))、など。

- 杵築大社説は、門脇慎二『出雲の古代史』（日本放送出版協会、昭和五年（一九七六）、新野直吉「古代出雲の国造」（神道学会編『出雲学論攷』）杵築大社、昭和五年（一九七七）、岡田莊司「古代律令神祇祭祀制と杵築大社・神賀詞奏上儀礼」（『延喜式研究』第二五号、平成二年（二〇〇九）など。
- (10) 『葛木鴨』は、『出雲国風土記』意宇郡・賀茂神戸には、「賀茂神戸那家東南卅四里 所<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>大神命之御子 阿遲須根高日子命坐<sub>二</sub>葛城賀茂社<sub>一</sub> 此神之神戸 故云鴨（神龜三年改<sub>二</sub>字賀茂<sub>一</sub>）即有<sub>二</sub>正倉<sub>一</sub>」とあり、『延喜式』「神名」にある大和国葛上郡の「高鴨阿治須岐託彦根命神社」に比定されている。大神神社と同じく、畿内に鎮座しているが、出雲に関わる神であり、「地祇」とされておらず、日本古代においては、天神と地祇の定義は明確になつておらず、したがつて、天神と地祇を分類するのは困難である。そのため、天神と地祇の分類が、律令祭祀制にどのように関係しているかを示すことも困難である。しかしながら、『令義解』が採集された九世紀半ばの見解にはなつてしまつが、律令期に、国家と神々の由来の関係について、ある程度の見解が示されている以上、律令祭祀制の成立を考察する上では、検討すべき課題であらう。
- (12) 倉野憲司「古事記全注釈」（三省堂、昭和四七年（一九七六））
- (13) 藤森馨「鎮花祭と三枝祭の祭祀構造」（『神道宗教』第二二一号、平成二〇〇八年（二〇〇八））
- (14) 日本古代の祟りに関する研究としては、米井輝主「古代日本の「祟り」のシステム——律令国家における「祟り」の用例——」（『東京大学宗教学年報』第一〇号、平成五年（一九九三））、大江篤「『祟』現象と神祇官の亀卜」（『続日本紀の時代』塙書房、平成六年（一九九四））、後、『日本古代の神と霊』臨川書店、平成一九年（二〇〇七）所収、「同「陰陽寮と「祟」（大隅和雄編『文化史の諸相』、吉川弘文館、平成一五年（二〇〇三））、同「遷却崇神」（『続日本紀研究会編『続日本紀の諸相』、平成一六年（二〇〇四））、西山良平「『聖体不子』とタタリ」（門脇慎二編『日本古代国家の展開』上巻、思文閣出版、平成七年（一九九五））、山下克明「災害・怪異と天皇」（岩波講座『天皇と王権を考へる』第八巻、岩波書店、平成四年（二〇〇二））など
- (15) 岡田莊司「天皇と神々の循環型祭祀体系——古代の崇神——」（『神道宗教』第一九九・二〇〇号、平成一七年（二〇〇五））、同「古代」の法制度と神道文化——天皇祭祀に関する不文の律、不文の法——（明治聖徳記念学会紀要『復刊第四六号、平成二年（二〇〇九））、同「古代の天皇祭祀と災い」（『國學院雑誌』第一一二巻第九号、平成二三年（二〇一〇））
- (16) 小林宣彦「律令期神祇制の再検討——靈験と祟りをめぐる神事のシステム化を中心に——」（『國學院雑誌』第一一二号第二号、平成二三年（二〇一〇））
- (17) 現在では非科学的とされる知識や行動でも、古代においては合理的手段であったとする視点が、今後の古代の律令神祇制の検討には必要になるのではないだろうか。
- (18) 『続日本紀』慶雲三年二月丙辰条には、「授<sub>二</sub>船号佐伯從五位下<sub>一</sub>。（從三位粟田朝臣真人之所<sub>レ</sub>乗者也）」とあり、また、『続日本紀』天平宝字七年八月壬午条にも、「初遣<sub>二</sub>高麗國<sub>一</sub>船。名曰<sub>二</sub>能登<sub>一</sub>。帰朝之日。風波暴急。漂<sub>二</sub>蕩海中<sub>一</sub>。折曰<sub>二</sub>幸頼<sub>一</sub>船靈。平安到<sub>レ</sub>國。必請<sub>二</sub>朝庭<sub>一</sub>。酬<sub>二</sub>以<sub>二</sub>錦冠<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>是緣<sub>二</sub>於宿禰<sub>一</sub>。授<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>。其冠製錦<sub>一</sub>表絶<sub>レ</sub>裏。以<sub>二</sub>紫組<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>纓。」との記事があつて、これらは船靈に対して位階が授けられたことを示している。仲哀記における記述とこれらの船靈の記事との関わりは、神階の原型を検討する上で課題とすべきであらう。
- (19) 小倉、註7前掲論文
- (20) 「応以大社封戸修理小社事」
- (21) 出雲大社周辺の考古学的考察としては、松尾充晶「考古学からみた出

- 雲大社とその歴史環境」（『古代出雲大社の祭儀と神殿』、学生社、平成一七年（二〇〇五））などがあるが、考古学的見地からすれば、熊野神社周辺と杵築大社周辺のいずれからも、三輪山祭祀遺跡や沖ノ島祭祀遺跡のような国家祭祀の明確な痕跡は出土しておらず、考古学的知見が待たれるところである。
- (22) 小林宣彦「八・九世紀における神社と神主の性格について」（『神道宗教』第一九五号、平成一六年（二〇〇四））
- (23) 『出雲国造神賀詞』に関しては、倉野憲司「出雲国造神賀詞について」（『神道学』三四号、昭和三七年（一九六二）、粕谷興紀「出雲国造神賀詞」考証三題（『皇学館大学紀要』第二四輯、昭和六一年（一九八六））、松前健「出雲の神話」（昭和六二年（一九八七））初出、後、著作集九『日本神話論』I、おうふう、平成一〇年（一九九八）所収）、岡田、註9前掲論文など。
- (24) 『令義解』で「天神」と位置付けられた「出雲国造斎神」は、「出雲国造神賀詞」では「加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命」（『出雲国風土記』では「伊弉奈根乃麻奈古坐 熊野加武呂乃命」）であるとされ、意宇郡に鎮座した。一方、「出雲大汝神」は出雲郡の杵築宮に奉斎されたとされる。大和と出雲の交流の中で、意宇郡に「出雲国造斎神」、出雲郡に「出雲大汝神」をそれぞれ祭る際に、何らかの軋轢が生じ、それが伝承に反映された可能性を提示しておきたい。
- (25) 出雲国の神戸については、小倉慈司「出雲国の神戸について」（『出雲古代史研究』第六号、平成六年（一九九六））など